

平成21年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年10月28日（水）

新宿区みどり土木部みどり公園課

## 平成21年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年10月28日(水)

午前10時00分～午後零時14分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 会長・副会長の選出
- 3 開 会
- 4 小委員会委員の指名
- 5 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
  - (2) 保護樹木制度の拡充について
    - ①特別保護樹木制度について
    - ②保護樹木移植助成制度について
  - (3) みどりのモデル地区の指定について
- 6 報 告
  - 魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定について
- 7 その他
  - 連絡事項など
- 8 閉 会

### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿(第10期)
- 2 保護樹木の指定及び解除について
- 3 特別保護樹木制度について
- 4 保護樹木移植助成制度について
- 5 みどりのモデル地区の指定について
- 6 魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定について

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参考 新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）（回収資料）

審議会委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	輿 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	金 田 宣 紀
委 員	武 山 昭 英	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	齋 藤 真 知	委 員	林 直 樹
委 員	藤 野 美千代	委 員	高 橋 良 孝
委 員	土 屋 正	委 員	藤 田 茂

◎はじめに

**みどり公園課長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長城倉と申します。よろしくお願いたします。

ここから先は、ちょっと座ってやらさせていただきますのでお願いたします。

本日は、傍聴されている方が1名お見えになっています。事務局といたしましては、本日の審議内容から、公開しても支障はないと思われまますので、公開とさせていただきますたく、委員の皆様のお了承をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** それでは、公開ということでやらさせていただきます。

それでは、改めまして平成21年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議でございますが、12時を目途に審議会を終了したいと考えておりますので、よろしく御協力のほどお願いたします。

まず、マイクの使用法ですけれども、御発言の際には、お手元の左から4つ目のボタンを押していただきたいと思ひます。発言が終わりましたら、その右隣、終了5と書いてあるボタンを押していただくようお願いたします。

新宿区みどりの推進審議会は、ことし7月末で第9期の任期が終了いたしました。本日から第10期の委員による審議会となります。

10期委員の任期でございますけれども、平成21年8月1日から23年7月31日までの2年間になっております。

委員の皆様の発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページ、区政情報センターで公開されます。あらかじめ御了承をお願いしたいと思ひます。

---

◎委嘱状の交付

**みどり公園課長** それでは、開会に先立ちまして、委員の委嘱状をお渡しします。

委嘱状は、本来ならば中山弘子新宿区長よりお渡しするところでございますけれども、本日区長は所用がございまして出席できません。それによりまして机上配付とさせていただきますので、御了承のほどお願いします。間違えがないか、一応御確認いただけますか。

よろしいでしょうか。

それでは、第10期の初めに当たり、みどり土木部長野崎よりごあいさつさせていただきます。

**みどり土木部長** みどり土木部長の野崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、第10期の新宿みどりの推進審議会の委員を大変皆様お忙しい中でございますが、お引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

また、本来ならば、先ほど申しましたように区長が委嘱状をお渡しすべきところでございますが、所用がございまして都合がつかないということで、区長のほうから皆様によろしくとお伝えするようというふうに申し受けてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

私事になるかもしれませんが、私も当審議会の事務局を平成17年度まで、4年ほど前まで約5年間ほど務めさせていただいておりました。今から思うと大変懐かしく振り返ることができるかなというふうに思っております。

少し振り返らせていただきますと、この委員会は私も何回かほかの審議会とか委員会も経験させていただいているところでございますが、特に大変皆さん委員の方々が熱心に議論していただいていたかなというふうに考えてございまして、時には予定の時間を越えて、時間を過ぎても議論をいただいて、なかなか意見が終わらないというようなこともあって、大変皆さん熱心にいただいて、大変ありがたく思っております。特に私の幾つか思い出があるんですけれども、当時の熊谷会長さんとか輿水副会長さんから、特にきょうも御審議をいただく保護樹木について、絶対に1,000本を切るようなことがあってはならないと、新宿区のためにも何としても1,000本を死守して、さらにふやしていくような施策を考えていこうというふうに言われまして、委員会でも議論いただきまして、また我々も施策に反映してきたというのが一番の思い出になっているところでございます。

そういう議論を経まして、今申しましたように、まずは私たちも今ある新宿区内の貴重な樹木やみどりをまずは確保していこうという思いが1点考えてございます。

また、さらに新たな緑地などを確保してみどりをふやす。この2点を最大の命題と言いましようか、目標にいたしまして、先ほど申し上げたさまざまな施策を取り組んでまいったな

というふうに考えてございます。例えば、もちろん地上部の緑化などはもちろんでございますが、新宿らしいといえ、屋上緑化なども一定のところについては義務化をさせていただきました。それから、新宿という土地柄、なかなか用地なども大変高いということもございますけれども、皆様第1回でも御審議いただきましたけれども、内藤町の土地も購入するか、あるいは、来年度からになるかと思いますが、おとめ山の今1.5ヘクタールぐらいあるところに、民間も買収させていただきましたし、さらに22年度からは国有地も買収させていただいて2.7ヘクタールぐらいまで拡張しようということで、かなりの財源も投入させていただいて、みどりをふやしていくような施策を考えていきたいというふうに考えてございます。また、そういうような財源のお話もさせていただきましたけれども、我々の苦い経験という恐縮ですけれども、なかなかすぐに民間の売買、土地が購入されてしましまして、区が購入しようと思っても、なかなか後になってしまつて購入できなかったというような事例もございまして、そういった経験も踏まえまして、数年前には基金などもつくりまして、また、ことしはみどり公園基金という名称とかを、公園とか土地を購入できるちょっと多目的な基金の制度の見直しをしまして、現在のところ約25億円の基金を積み立てているところでございまして、これを何とか今後も有効に活用していくように施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

また、最近では区民の方々、議会からもそうでございますが、もちろん今までの施策を十分推進するとともに、環境の面であるとか、景観の面、こういった点からもみどりについてもう少し違った視点から考えるべきではないかというようなことも御意見を賜っているところでございます。こういった点も今後この審議会でも議論いただきまして、我々の施策に反映させていただきたいというふうに考えてございます。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、第10期目の審議会の初めに当たりまして、私のほうからのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**みどり公園課長** それでは、本来ここで会長に会の開会と進行をお願いするところではございますけれども、第10期の1回目ということで、まだ会長、副会長が決まっております。後ほど委員互選ということで選出いただきますけれども、それまでの間、事務局のほうで会の進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今、申し上げましたように、第10期による最初の審議会でございますので、継続されている方、新しく来られた方もいらっしゃいますので、各委員の皆様より一言ごあいさつをお願ひしたいと思ひます。

それでは、席の順番ということで、高橋委員より一言お願いしたいと思います。よろしく  
お願いします。

**高橋委員** 突然で驚いています。私は新宿区民としても、あるいは、都民としても、東京は結  
構みどりがあるすばらしい都市なのに、それが知られていないということが残念だという意  
味で、都内で育てられる植物たちを探したり、実際に自分でつくってみて、ほかの方々の参  
考に供したりしております。みどりの推進委員としては、非常に光栄ですので、諸先輩、そ  
他の方々のお力をいかにおかりしようかなと思って考えております。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、土屋委員お願いいたします。

**土屋委員** 東京都建築士事務所協会新宿支部の副支部長をしております土屋建築研究所の土屋  
と申します。

この委員会に関しましては、もう多分2期ぐらいさせていただいていると思うんですけれ  
ども、その中で、特に去年あたりから環境問題ですとか、そういったものについて世間の関  
心が物すごく高くなって、いろんな形のものが加速度的に、実際に実現するような形で世  
の中が動いていると思いますので、そういった中で、新宿区の緑化に向けて具体的な活動がま  
さにこれから始まっていくんじゃないかと思っております。そういうことに関しまして、参  
加させていただくことに関してとても光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、藤田委員お願いいたします。

**藤田委員** 屋上開発研究会の藤田と申します。

私は屋上とか壁面とか室内とか、そういったところの緑化のコンサルをしております、  
計画、設計、施工、管理、それから、その後のモニタリング、そういったことを通じまして、  
みどり全般にかかわっておりますので、この委員会のほう、さらに参加させていただきまし  
てありがとうございます。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、輿水委員お願いいたします。

**輿水委員** 明治大学の輿水でございます。よろしくお願いいたします。

新宿区みどりの基本計画という冊子が配付されているようですが、その中にも行動指針と  
して、行動計画として挙げられております中に、新宿区は先ほど事務局からもお話がありま  
したように、なかなか地べたに緑地を確保することができないということで、ではどうした

らいいだろうかということの一つのアイデアとして、空中緑化都市、みどりの花の都市というタイトルで、建物の表層部に屋上も壁面も含めて、いろんな意味で立体的に緑化をしていくことによってみどりをふやしていけないだろうかという。ある意味新宿ならではという。そういう計画を大きな柱にしているわけですが、その柱づくりをするときから、いろいろお手伝いさせていただいて、今日に至っているというのが現状でございます。

柱といいましょうか、計画の方向性ができたんですけれども、そうはいっても、なかなかまだまだ屋上にしろ壁面にしろみどりがふえていないというのが現状かと思imasるので、さらに一層そういうものを強化していくということに対しても、私は大いに関心を払い、またサポートできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、熊谷委員お願いいたします。

**熊谷委員** 熊谷でございます。東京農業大学になります。

私の取り柄といえば、この委員を1期からずっとやらせていただいているということと、もう一つは60年以上新宿区民として頑張っているということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、池邊委員お願いいたします。

**池邊委員** 池邊でございます。初めて出席させていただいております。

私、今、熊谷先生60年以上とおっしゃいましたが、実は50年近くということでしょうか、新宿区は、先ほど金田委員から富久町というあれでしたが、河田町に住んで育ちました。

実は、あすも都市緑地と生物多様性というお話をさせていただくんですが、要するに、私は都市に育ちながら、非常に割と自分の家にも小さな庭と池があったものですから、本当に小さいときからカエルとかトカゲとかバッタとか、いろんな虫と一緒に戯れて新宿区で育ちました。皆様方、先生方の御尽力で多分新宿区のみどりというのは、とても保全されてきたんだと思うんですけれども、今やはり新たな都市の競争力といいますか、要するに、都内の中で新宿区は副都心という位置づけがあったんだと思うんですけれども、そういった中でやはり景観とかみどりというのが、新宿区3丁目のほうは、若干伊勢丹や丸井さんの屋上緑化も含めて、非常に高まっているようなんですが、私が小さいころにできた西口周辺を含めて、少し新宿というのをもう1ランク景観とかみどりに配慮した都市にしていくことができたらと思っておりますので、住民という目線と、あとは、専門は先生方と同じランドスケープと



ということなので、そちらの視点と両方からお手伝いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、金田委員お願いいたします。

**金田委員** 初めまして、金田と申します。

私は全くみどりも樹木も関係のない生活をしておりまして、大学時代はメディア論を担当するなど、全く自然と関係のない生き方をしておりましたけれども、定年退職を機会に地域の仕事とかかわるようになりまして、現在、若松地区協議会で、まちづくり分科会のリーダーをしておりました。それでやっとこのみどりの問題とかかわるようになりました。非常に経験が浅いものですから、皆さんの御意見を伺って勉強しながら進めてまいりたいと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、武山委員お願いいたします。

**武山委員** 新宿区商店会連合会副会長の武山でございます。

商店連合会としましても、商店会の活性化の一助として、個々の商店、または商店会が独自でいろいろやっても、まず、まちの環境、まちの整備、その中での活性化も一つの要因となりまして、私は商店会の環境問題を担当していますので、委員にならせていただきました。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、渡辺委員お願いいたします。

**渡辺委員** 初めまして。新宿区婦人団体協議会の渡辺芳子でございます。今まで秋山文子会長が出ておりましたけれども、今期から私が出ることとなりました。

私どもの新宿区婦人団体協議会は、新宿区で最初にできた、ことしで60周年を迎えた女性団体でございます。そして、今まで地元とか新宿区全体で活動を続けてまいりました。多分新宿区で唯一みどりの募金をしているところだと思っております。これも何十年にわたってやっております。そして、私自身は生まれ育った神楽坂にほど近い横寺町にずっと住んでおりまして、そこの地域の箆笥地域というところで地区協議会というところに所属しております。ことしは箆笥地区の将来像を考えるということで、去年、ことしとみどりを植える、エコに対するということで、少々ずつ皆さんのお宅に樹木を植えるように努力しております。また、地域の公園サポーターなどもさせていただいております。よろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員お願いいたします。

**齋藤委員** 初めまして、齋藤真知でございます。

私は広報を読み、みどりの委員を募集していることを知り、応募致しました。応募の動機は、四谷に住み32年ですが、この三十数年、新宿の変化はもの凄く大きく、建物が高層化しました。そんな中で何とか緑を残し、また増やしたい、と思ったからです。変化の中で良かったことは、まず道路が整備され広くなりました。いろんなご苦勞が合ったと思いますが、地震や火災時の救助活動がやりやすくなったということ。これは良かった。また、新宿区には都庁、歴史的な地域、繁華街などさまざまにあります。密集木造家屋やワンルームマンションが多い区でもあります。いざ震災という時、区民の生命・財産・安全を守り、安心して住めるようにするにはどうしたら良いのだろう、ということも課題だと思います。新宿通りが広くなりましたゆえに、風の通り道にもなっております。それが大きな火災の場合、火の通り道になってしまうのも心配なことです。延焼を防ぐこととか、街の美観のためにも、まず大通りに常緑樹をたくさん植える。中央分離帯や歩道に植え込みを増やす。これは夜間、歩行者から車のライトを緩和することや、対向車のドライバーにもやさしい、ともいえます。そういう小さなことから、いろいろできたら良いかなと思って参加させていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、林委員お願いいたします。

**林委員** 区民の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

区の方初め皆様方にこういう機会を与えていただいたことをまずもって感謝したいと思います。どうもありがとうございます。お歴々の皆様を通じていろいろみどりに関しての勉強をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

私が応募した動機は、新宿区というのは一見華やかなイメージがあって、だれもが一度は行ってみたいまちというイメージが強いと思います。反面みどり豊かで歴史の建造物が大切に守られたいいまちだと私は認識しております。自分の身の辺のことですが大きなケヤキが大事にされていますが、数十年前に保護樹林に指定されたましたが、数十年前の方々がよくぞ努力して保護樹木に指定していただいたものと感謝する次第です。そのおかげでいかに我々がいやされているかということをつくづく感じております。

最近の新宿区報10月15日号に書かれていますが、新宿区の身の辺のみどりを守りたい一心で

参加しましたので、どうぞよろしく申し上げます。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、藤野委員お願いいたします。

**藤野委員** 一般公募で応募いたしました藤野美千代と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私は下落合に住んでおりまして、下落合は先ほどお話にもありました、おとめ山公園ですとか、薬王院ですとか近いんですけれども、近くに野生のタヌキが住んでいるんですね。毎晩のように近所に出てきまして、うちからも上から見てると本当に3匹ぐらいちょっと私の目で確認しているところだといえるんですけれども、楽しく遊んでいるようにけんかしながら出てきまして、こちらのお力になりたいといったら、そういった近所のタヌキですとか、そういった野生のものを大切にしたいと思ひまして、こちらに応募させていただきました。

それから、今、私はマンションに住んでいるんですけれども、屋上がございまして、2年前にこちらの課の方々に花壇を設置する機会がありまして、それを設置していただいて毎年きれいなお花を咲かせていただいているんですけれども、その力もあると思うんですけれども、うちからは富士山がよく見えるんですね、冬になるとすごく空気が澄んできれいなんですけれども、よく見えるんですけれども、夏はほとんど見えなかったんですが、ことしは9月にもちょこちょこ見えた機会がありまして、少しずつ東京の空もきれいになっているのかなと、皆様のお力のおかげだと思ひまして、それをもっともっと力になれるように私もお手伝いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### ◎会長・副会長の選出

**みどり公園課長** ありがとうございます。

それでは、次に会長・副会長の互選に進ませてもらいたいと思ひます。

会長・副会長の選出につきましては、新宿区みどりの条例施行規則の規定により、委員の互選ということになっております。委員の皆様の中に、御希望、または御推薦があれば御提案をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高橋委員お願いいたします。

**高橋委員** 熊谷先生を推薦します。

**みどり公園課長** わかりました。

ただいま熊谷先生の御推薦がありました。皆様よろしいでしょうか。（拍手）

続きまして、副会長の御推薦をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

渡辺委員をお願いします。

**渡辺委員** 今までどちら様になさって。

**みどり公園課長** 今までは興水先生にさせていただいております。

**渡辺委員** でしたら続けていただけないでしょうか。

**みどり公園課長** ただいま渡辺委員より興水委員を副委員長ということで御指名がありましたけれども、よろしいでしょうか。（拍手）

それでは、第10期におきまして、会長、熊谷委員、副会長、興水委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、熊谷会長、興水副会長、会長席、副会長席のほうへ御移動をお願いしたいと思います。

（熊谷会長・興水副会長 席の移動）

**みどり公園課長** それでは、熊谷会長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**熊谷会長** 皆様おはようございます。改めてごあいさつ申し上げます。

新宿区みどり推進審議会も10期ということですから、もう既に18年たったということでございますでしょうか。

この間、大分新宿区の状況も変わってまいりまして、当初は、なかなかみどりの審議会も、いろいろな意味でまだ皆さんによく知っていただかないということと、それから、なかなか新宿区は土地が動かない、あるいは、土地がどんどん相続で細分化していくということで、私は日本の中でも一番みどりを守るには厳しいような、そういうような土地柄ですので、どちらかという経済優先でみどりに対しての関心が薄かった時代でした。

そういうことで、特に事務局では御苦労いただいたんですけれども、なかなかその中でみどりを守るということが大変だということで、ところが、ここ18年たってまいりますと、どんどん状況が変わってまいりまして、まず経済的にそれほど右肩上がりの時代が既に過ぎ去って、区民の方もみどりとか景観とか環境に非常に興味を持っていただいたということ。それから、もう一つ大きなのは、区長が女性になって、非常に景観とか環境とかみどりに関心をお持ちになったということ。それから、なぜかこのところ新宿区の財政状況というのは必ずしも悪くないんですね。ですから、先ほど部長のほうからちょっと申し上げたと思っておりますけれども、この景気の悪い中、新宿区はみどりのために25億円の基金を積んで、場合によ

っては、都心の第一等地の土地も買いに行こうというような。そういう非常に積極的な姿勢を示していただいているので、これもまた事務局これまでの努力していただいた成果ではないかと思えます。そういうことで、この審議会も見ていただくとおわかりのように、今期は女性5名の方が入っていただきましたので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思えます。簡単でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

続きまして、興水副会長よりごあいさつをお願ひいたします。

**興水副会長** 特に私から申し上げることないんですけれども、熊谷会長がもし事故あるときにはサポートしなきゃいけないというのが役割でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

それでは、これより議事進行を会長にお願ひいたしたいと思えます。会長よろしくお願ひいたします。

---

### ◎開会

**熊谷会長** それでは、これより平成21年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願ひをいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、斉藤馨委員、渋谷桂子委員、椎名豊勝委員より欠席の届けをいただいております。

このため、本日は15名中12名の出席ということで、この審議会は成立しているということになります。

**熊谷会長** ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より確認お願ひいたします。

**みどり公園課長** それでは、皆様のお手元でございます資料について御説明をいたします。

お手元に配付いたしました資料御確認いただきたいと思えます。

まず、資料1として、みどりの推進審議会委員名簿（第10期）という1枚の紙がございます。よろしいでしょうか。

次、資料2、保護樹木の指定及び解除について、これも1枚紙です。

続きまして、資料3、特別保護樹木制度について、これも1枚です。

資料4、保護樹木移植助成制度について、これもA4、1枚です。

続きまして、資料5、みどりのモデル地区の指定について、これはA4、2枚つづりになっております。2枚目はカラーのページになっております。

それから、資料6、魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定について、これは1枚紙です。

それと参考資料といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則・新宿みどりの基金条例、それと新宿区みどりの基本計画、この冊子になっております、新宿区みどりの基本計画。それともう一つ、新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、一応、基本計画とみどりの実態調査報告書は審議会終わり次第、回収させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、新規委員の方には、新宿区みどりの基本計画、それと実態調査の冊子をお持ち帰りに御用意しましたのでお持ち帰りいただきたいと思います。今までやっていただいた委員の方には、既に配付してありますということで御了承をお願いいたします。

今までで資料の過不足はございませんか、よろしいでしょうか。

後ほどでも結構でございます、不足がありましたら事務局のほうへお知らせ願います。

以上でございます。

---

#### ◎小委員会委員の指名

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして議事を始めさせていただきます。

初めに、本日はみどりの推進審議会の小委員会の委員の指名を行いたいと思います。

このことについて、まず事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明いたします。

小委員会は、緊急の事案が発生して、みどりの推進審議会、この会を直ちに開催するのが困難な場合に、その場合に開催する小委員会でございます。ことし4月に審議会の効率的な運営を図るために創設した制度でございます。

きょう行われているみどりの推進審議会の調査審議事項は、みどりの条例において7つの項目となっております。

1つは、みどりの保護と育成に関する計画に関すること。

2つ目、保護樹木の指定及び解除に関すること。

3つ目、保護樹木の譲り受け等に関すること。

4つ目、モデル地区の指定及び解除に関すること。

5つ目、違反行為の公表等に関すること。

6つ目、新宿区みどり公園基金の処分に関すること。

7つ目、その他みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項。

以上がこの審議会の審議事項になっております。この7つのうちで、小委員会の審議事項は、保護樹木の指定及び解除、それとみどり公園基金の処分、この2項目に限定しております。この小委員会の委員は8名以内とし、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととし、会長が指名いたします。

次に、開催についてですけれども、開催は、委員長が委員を招集することによって開催されます。また、小委員会は委員の過半数の出席により成立いたします。

議案の可否は出席委員の過半数により決定いたします。委員の任期は2年でございます。

小委員会の開催方法ですが、開催に先立ち、事務局よりすべての委員に対して議案の資料を送付させて意見照会を行います。委員からの意見は、小委員会で公表して調査審議に反映させるものといたします。また、委員長は小委員会での調査審議の経過及び結果をみどりの推進審議会に報告することといたします。

小委員会の説明は以上のとおりでございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

参考に、みどりの条例がございますので、委員の方々はそれを御参考いただければと思います。

以上、みどりの推進審議会小委員会について事務局より説明がありましたが、何か御質問、御意見がございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、小委員会委員の指名に移りたいと思います。

事務局から説明お願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、みどりの推進審議会小委員会委員の指名について御説明申し上げます。

みどりの推進審議会小委員会の組織は、みどりの条例施行規則第32条の2第1項におきまして、小委員会の人数は8名以内で、会長の指名によると規定されております。

これに基づきまして、会長に委員の指名をお願いいたします。

**熊谷会長** みどりの推進審議会は、区民から6名、それから、みどりの保護と育成に関する団

体の構成員から4名、学識経験者5名の15人から構成されております。そこで小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮して、区民の方から3名、団体の構成員から2名、学識経験者から3名の8人とさせていただきたいと思っております。

なお、これまでの小委員会委員につきましても、今期も再任とさせていただきます。

それでは、指名させていただきます。区民委員からは、金田委員、渡辺委員、齋藤委員にお願いしたいと思います。団体の構成員からは、椎名委員、土屋委員にお願いしたいと思います。学識経験者からは、興水委員、斉藤委員、そして私、熊谷とさせていただきます。

なお、斉藤委員と椎名委員は本日欠席されておられますが、小委員会委員に指名することについては事前に了承していただいております。

それでは、以上のように指名させていただきましたので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。

次に、小委員会の委員長に指名に移りたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 次に、小委員会の委員長についてです。

事務局では、小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条の2第2項において、会長の指名によると定めておりますが、前回の審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任がある。また、小委員会は分科会や期間限定の専門機関とは異なり、審議会が縮小したものであると考えられ、これらを考慮すると審議会と同じ熊谷会長が委員長に就くことが望ましいという結論となり、熊谷会長に小委員会の委員長もお願いいたしました。

事務局としては、今期も引き続き熊谷会長に委員長をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** よろしいでしょうか。

それでは、引き続き熊谷会長に委員長をお引き受けいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**熊谷会長** かしこまりました。

それでは、今、御指名をいただきましたので小委員会の会長させていただきます。

初めての委員の方もおられるので、何で審議会の委員がありながら小委員会をつくるのだということについて一言だけ誤解のないように御説明いたします。



あくまでも、今までどおり重要案件についてはすべて審議会でやるというのが前提でございますので、それだけは間違えのないように御理解いただきたいと思います。ただ、今までこの審議会あって、先ほど申し上げたように18年間にわたってやってまいりましたけれども、年に2回、多くても3回ぐらいしか開くことができません。それはいろいろな事情がありまして、審議会ですので案件をまとめてやるということと、また重要な案件について準備もしなければならない。そういうようなこともあって、2回が限度なんです、実際には区内で保護樹木を解除して伐採したいとか、あるいは、急に土地を処分しなきゃならないので保護樹木、保護樹林を伐採するとか、そういうような案件がどんどん出てまいります。

これはハプニング的に出てまいりますので、年に一、二回の審議会に、本来ならば審議会がオーケーしてから伐採の許可を出すとか、あるいは、できるだけ審議会のほうでその手だてを考えるとかということをしていないといけないんですが、はっきり申し上げて、今までは事後報告が多かったんです。

ですから、例えばきょうの審議会ですと、既にこの案件については緊急を要するので事務局で十分精査しましたけれども許可してしまいましたと、審議会にかかったときには樹木は伐採されているとか、そういうことがあって、これは審議会の委員の方からおかしいよと、審議会がそれをきちっと審議した後で、それについてしなければ責任がとれないじゃないか、こういうような意見があったので、それならばそういう緊急の場合だけ小委員会で対応したらどうかというようなことで、実はことしの4月に決まった案件ですので、その点について理解をいただきたいと思います。

それから、同じように先ほど申し上げたみどり公園基金のほうも、急な案件でここはぜひ買い上げたいと区のほうで考えたときに、審議会を通さないとなかなか案件が進まないような、そういうような案件については、随時小委員会のほうで検討させていただくと、それ以外の案件については、すべてこの審議会で御相談するというところでございます。

それから、もちろん今の小委員会の結果についても必ず審議会のほうで御報告いたしますので、その点だけは、ぜひ御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

---

### ◎保護樹木の指定及び解除について

**熊谷会長** それでは、審議に移らせていただきます。

初めに、保護樹木の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明いた

します。担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんけれども、部屋の明かりをちょっと暗くさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**事務局** 担当の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

では、初めに保護樹木制度の御説明をいたします。

保護樹木制度とは、区内にある樹木のうち健全でかつ樹容がすぐれている樹木のうち、次の基準を満たすものをみどりの文化財というものに指定し、日常の維持管理にかかる費用の一部を助成しているものです。

樹木としては、地上1.5メートルの高さで幹回り1.2メートル以上あるもの。樹林は敷地面積500㎡以上のものを指定しています。生垣は高さ1.2メートル以上で長さ15メートル以上あるものを指定しています。これら保護樹木等に指定し、区では助成金の支給のほかに、保険や、緊急時の剪定、樹木診断等を行っています。

では、保護樹木の指定及び解除について御説明いたします。

今回は、平成21年4月15日から10月27日までの期間に保護樹木の指定が7件42本、また解除の申請が3件6本ございました。

では、指定同意書が提出されているものについて御説明いたします。映像をごらんください。

まず、西落合三丁目の個人宅でクスノキ1本を指定したいと申し入れがございました。

次に、百人町三丁目にある線路沿いの西戸山タワーガーデンという集合住宅におきまして、広報を見た理事長の方から保護樹木に指定したいとの申し出がございました。主にイチョウ、クスノキ、ケヤキなどの樹木合計34本を指定いたしました。これらはマンションが設立した20年ほど前に植えた樹木が大きく成長し今回の指定に至ったものです。

高田馬場一丁目からはイチョウ3本の指定の申請がありました。こちらも広報を見た理事長の方から申請がございました。

中井二丁目からはシラカシ1本の指定がありました。高さ12メートルほどに成長した樹木となります。

上落合一丁目からはモチノキの指定がございました。盆栽風に仕立て、所有者の思い入れの強い樹木であるとのことでした。

須賀町のお寺からはクスノキ1本の指定の追加の申請がございました。定期的な刈り込み維持管理を行っており、樹勢は良好です。

最後に西早稲田三丁目からイチョウの指定の申請がございました。幹回り2.24メートルの

樹木になります。こちらは新宿ミニ博物館にも指定されている染の里二葉苑という場所で建物の奥にイチヨウの木がございます。旧神田川の河川の目印に植栽された樹木であるとのことです。

保護樹林、保護生け垣の指定はなく、指定に関しては以上となります。

保護樹木の指定解除について御説明いたします。

白銀町からはソメイヨシノの解除の申し出がございました。突風により大枝が折れ存続が困難であるとのことから解除の申し出を収受いたしました。

高田馬場一丁目からは、イチヨウ、クスノキの解除の申し出がありました。いずれも樹勢が大きく衰え、イチヨウが倒木のおそれがあったことから、確認時には既に伐採されておりました。クスノキに関しては、幹が大きく腐朽し枝折れのおそれがあるなどの理由により強剪定が行われており、樹勢、樹形ともに大きく崩れ、今後保護樹木としての存続が難しいとの申し出を受けたものです。

新小川町からはケヤキ3本の解除の申し出がございました。隣地境界上に植わっており樹勢が衰えてきて、枝が落ちる危険性があったことから解除の申し入れを受けたものです。

以上となります。

なお、保護樹林、保護生け垣の指定解除はございません。

**みどり公園課長** 本日、御説明いたしました保護樹木を御承認いただけますと、前回の審議会の際御報告した本数に比べまして、保護樹木の本数が差し引き36本多くなります。合計が1,086本になります。この大幅な増加は、6月15日号の広報で保護樹木制度を改めて紹介した影響が考えられます。

この結果、記録が残っている平成5年から保護樹木の指定本数の増減を見ますと、今まで減少傾向にあった本数が、平成19年から増加に転じ、最大時ぐらいのところへ戻ったということが出来ます。

以上です。

**熊谷会長** 以上、事務局より説明がありましたように、保護樹木についての指定解除について、何か御質問や御意見ございますでしょうか。武山委員お願いいたします。

**武山委員** ささいなことなんですけれども、樹木の数は増減でちょうど36本ふえて1,086本なんですけれども、件数は7件から3件引くと5件にならないんですけれども、これ数字はどうなんでしょう。ささいなことなんですけれども。

**熊谷会長** 事務局お願いいたします。

**事務局** こちらは、他に保護樹木を所有している方については、所有者数が変わらないことから、実際の所有者の増減は、合計5件の増加となります。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**齋藤委員** 保護樹木、保護樹林の申し込みをして指定を受けます。そういたしますと、勝手に、伐採はできなくなるわけですね、ということを確認したかったのですが。

**熊谷会長** そのとおりですけれども、事務局からお願いいたします。

**事務局** 保護樹木に指定いたしますと、通常の維持管理、例えば剪定などは、今までどおりやっていただく形になります。伐採などは関しては、区に御相談していただいて、こちらの審議会で審議していただくことになっております。

**熊谷会長** ほかにございますか。

どうぞ、金田委員お願いいたします。

**金田委員** 保護樹木の解除についてですけれども、保護されていたにもかかわらず腐朽による倒木の危険があるためということで、何本か解除の申請があるんですけれども、今まで保護していたにもかかわらず腐朽による倒木の危険があるということはどういうことなのでしょう。

**熊谷会長** 事務局お願いいたします。

**みどり公園課長** その件について御説明申し上げます。

腐朽というのは、木が腐るということで、見た目は何でもなくても、例えば目に見えない根の部分ですとか、幹の芯の部分腐っているということは、木がある程度大きくなり、年数を経ていますと、どうしても出てきます。人間も年をとってくると内臓のほうはやられたりとかということがあると思うんですけれども、そういう状態があることがあります。それは指定する段階ではその状況が見えません。見かけ上、すごく葉っぱが繁っていて、すごく健全な樹木に見えても、中のほうが腐朽というんですけれども、腐っているということがあり得ます。実際、指定するときには、そこまで調査ができませんので、見た目元気であるということと、規定の大きさがあれば指定するということになっております。それが例えば大きな台風が来たときなどや、強い風が吹いたときに折れてしまう。それから、指定してから年数がたっていくうちに表面に腐朽が出てきて、それが顕著に目に見えるようになってくるという可能性も考えられます。

今まで余り診断について相談というのはやっていなかったんですけれども、樹木医に相談して健全な育成方法などもアドバイスすることもできるようになってきました。それでもや

はり年数がたつと腐ってきてしまうものがどうしても出てきてしまうというのが現状です。その場合、台風のすぐ後ですと、先ほども写真がありましたけれども、幹が折れてしまって、そのままにしておくとうとう危ない、倒れると隣の家を壊したりですとか、自分のところを壊したり、それから、道路際ですと人の通行に危ないということがありますので、指定解除をして伐採をせざるを得ないというような状況でございます。

**熊谷会長** どうぞ。

**金田委員** そうすると、保護指定をされた樹木に関しては、やはり所有者なりがために樹木医に見てもらおうとかというような注意が当然のごとく必要になってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** そうですね。普段から所有者の方が状況把握していただくというのがやはり原則になっております。なかなか区の補助金、普通の保護樹木ですと年間9,000円ぐらいしか出ませんので、剪定一つにとってもなかなか追いつかないというのが現状ですけれども、少しずつでも何か区が補助お手伝いできることがないかということで、少しずつ制度を充実させていただきたいと考えております。ただ、樹木医にお願いすると、結構経費がかかるものですから、その辺もまず日々所有者の方が観察していただくということが原則になるのかと考えております。

**金田委員** わかりました。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

高橋委員お願いいたします。

**高橋委員** 前々回に、この席でお願いしたんですけれども、女子医大の塀のところに枯れたソメイヨシノの木が2株残っていたんですけれども、あれは危険でもあるしということで申し上げていたんですが、前回までには直っていなかったんですが、先日これがあるのでちょっと見に行きましたところ、必ずしも適切ではないんですが、塀の中側の長さで切ってあって危険はなくなったという状況でした。あれは区のほうの予算でおやりになったのか、病院のほうでおやりになったのか。

**事務局** 女子医大の伐採につきましては、女子医大の予算で伐採されております。区のほうでは出しておりません。

**高橋委員** はい、わかりました。

**熊谷会長** どうぞ、土屋委員お願いいたします。

**土屋委員** 先ほどの金田委員の話で、ちょっと関連して興味を持ったんですが、今回というか、

解除される樹木の逆にいうと登録された時期がわかると、例えば腐朽で解除したにもかかわらず、実は1年前に登録したものだとかというものがわかったときに何か見えてくることがあるのかなと思うので、もしつくれるのであれば、資料をつくられるときに登録の時期も入れていただくとありがたいかなという意見なんですけれども。

**高橋委員** 賛成。

**熊谷会長** いかがでしょうか。それは十分可能ですよね。ちなみに今わかれば、この解除した3本の指定時期、指定年月、今資料あります。

それを皆さんに御披露していただくと、御理解いただけると思いますが。

**事務局** では、今回解除の申し出があったものについて御説明いたします。

実は1番目のソメイヨシノに関しましては、平成20年度、一度に10本ほど指定したところのソメイヨシノが幹折れしてしまったものになります。

次に、高田馬場一丁目については、クスノキについては昭和55年に指定したものです。イチョウについては平成4年になります。

最後の新小川町のケヤキ3本については、平成3年に指定したものです。

なお、こちらは数年前に同様に倒木があったことから所有者のほうでも危機意識を持っていらっしゃって今回相談があったものになります。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、保護樹木等の指定及び解除については、本日の審議の結果、原案どおりといたしますか、事務局から御説明した案についてお認めをいただくことにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

### ◎保護樹木制度の拡充について

**熊谷会長** それでは、次に審議の2つ目にまいります。

保護樹木制度の拡充について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木制度の拡充について御説明申し上げます。

ことし2月策定の新宿みどりの基本計画、冊子を今お配りしておりますけれども、今後10年で特に力を入れて積極的に取り組む重点的な取り組みというものを定めております。

その一つとして、住宅地のみどりを守り育てるために、保護樹木制度の拡充を位置づけております。

今年度につきましては、特別保護樹木制度と保護樹木移植制度、この2つを創設いたします。具体的な制度案につきましては、映像を交えて担当より御説明申し上げます。

申しわけございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** それでは、御説明いたします。事務局の小菅と申します。よろしく願いいたします。保護樹木制度の拡充について御説明いたします。

区では、みどり豊かなまちの実現のために、さまざまな緑化施策に取り組んでおります。区のみどりの約55%は私有地にございますが、これらのみどりのうち特に宅地にある樹木、樹林は、近年の開発や建てかえによって減少しており、こうした既存のみどりをいかにして残していくかが課題となっております。区では私有地のみどりを残すために保護樹木制度による支援を行っております。しかしながら、こうした保護樹木の支援については、所有者からは、さらなる支援の拡充を求めるさまざまな声をいただいております。

また、近年では宅地開発等に伴い敷地内の保護樹木の中でも、特に巨木であるものや地域シンボルであった樹木が伐採されてしまうこともございます。こうした場合にも、地域の方々からこれらの樹木を残していくような制度の拡充を求める声が区のほうに寄せられております。

昨年度に改定いたしました新宿区みどりの基本計画では、宅地のみどりを守り育てるを重点的な取り組みの一つと位置づけ、その方策として保護樹木制度の拡充を図ることを明記したところでございます。

そこで、本日は保護樹木制度の拡充策といたしまして、今年度から実施を予定しております2つの施策、特別保護樹木制度及び保護樹木移植助成制度について御審議いただきたいと思っております。

それでは、最初に特別保護樹木制度について御説明します。

最初に、特別保護樹木制度の概要について御説明いたします。

特別保護樹木制度とは、保護樹木の中で特に区を代表する樹木を特別保護樹木と指定し、所有者が行う維持管理に対してより一層の支援を行う制度でございます。特別保護樹木は、今ある保護樹木の中から指定するということになります。指定に際しましては、所有者からの申請を受け、区が指定条件等に適合するか調査いたします。ふさわしいと思われる樹木につきましては、みどりの推進審議会で御審議していただきまして指定の可否を決定します。

また、区のほうからも特別保護樹木としてふさわしいと考える樹木の所有者に対して指定を働きかけていきたいと考えております。特別保護樹木といたしましては、年間に1本から3本くらいを指定したいと考えております。

特別保護樹木の指定要件について御説明します。

保護樹木の中でも、特に新宿区を代表する樹木であることが指定の要件となります。

具体的な要件といたしまして、歴史性や伝承性があること、樹勢や樹形が良好で貴重であること、永続的に存続可能な樹木であること、これら3つの要件をすべて満たす樹木であることをまず指定の要件としたいと考えております。そのほかに、景観重要樹木及びその他区長が認める樹木についても特別保護樹木として指定したいと考えております。

ここで今申し上げました景観重要樹木について御説明いたします。

景観重要樹木とは、景観法及び新宿区景観まちづくり条例に基づき新宿区長が指定する樹木です。指定の要件は、歴史的、文化的価値が高い樹木、地域の景観を先導し特徴づけている樹木及び道路その他の公共の場所から容易に望見できる樹木のいずれかを満たすことです。

景観重要樹木の指定に関する事務を担当する部署は、都市計画部景観と地区計画課です。

なお、現在まで景観重要樹木の指定の実績はございません。

続きまして、特別保護樹木の支援の内容について御説明いたします。

特別保護樹木に指定した樹木に対しては、一般の保護樹木に対する助成金の支給、賠償責任保険の加入に加えまして、樹木医による樹木診断、維持管理方針の策定を指定とともにを行います。これらに基づきまして、さらに枝葉の剪定、施肥などの維持管理につきまして、専門業者のほうに委託いたします。さらに必要であれば、支柱の設置及び土壌改良などの維持工事を実施いたします。

このように樹木を良好な状況に残すための手厚い保護を行っていきたいと考えております。特別保護樹木制度は、区を代表する樹木を未来にわたって残していくための制度です。特別保護樹木制度に対しては、区はできるだけの支援を行う予定ですので、こうした支援にふさわしい樹木でなければならないと考えており、指定に当たっては慎重に検討していきたいと考えております。現在、保護樹木の中でも特に立派な樹木をピックアップし、指定の候補として検討しているところでございます。

なお、特別保護樹木に指定した場合には、枯れてしまった場合以外解除は認めない方針であります。

今後の予定といたしまして、11月中に制度をまとめ、次回以降の審議会において指定の可



否につきまして御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、保護樹木制度の拡充について、何か御質問、御意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**みどり公園課長** 会長申しわけございません。もう一つの樹木移植制度についても御説明を。

**熊谷会長** してからにいたしますか。失礼しました。

**みどり公園課長** そういうことでお願いします。

**事務局** 続きまして、保護樹木移植助成制度について御説明いたします。

最初に、制度の概要について御説明いたします。

保護樹木移植助成制度は、伐採が予定されている保護樹木を残すために区が移植にかかる費用の一部を助成する制度でございます。

保護樹木の中でも民有地にある樹木は開発や建てかえによって失われてしまうものが少なくありません。区では、こうした保護樹木の所有者に対して、まず樹木を残すように建築建築計画上の配慮をお願いしております。実際に区からのこうしたお願いによって樹木が残った実績も何件かございますけれども、残念ながら建築計画が優先されてしまう場合もございます。そこで次に区がお願いすることは保護樹木の移植でございます。どうしても今ある場所に残せない場合には、敷地地内に移植することについて検討するように働きかけております。しかしながら、一口に移植と申しましても、大きな樹木なものですので移植にかかる費用も高額になります。特に移植してでも樹木を残したいと思っている個人の所有者にとりましては、その金額は相当なものになる場合がございます。

保護樹木移植助成制度は、区が移植費用の一部を助成することによって伐採が予定されている保護樹木を残すための制度であると同時に、将来にわたって保護樹木を残していきたいと希望する所有者を支援する制度でもございます。

次に、助成の対象について御説明いたします。

対象は保護樹木に指定した樹木で、建築計画やその他の理由により今ある場所に存続することが難しい樹木のうち移植後の活着が確実と思われる樹木及び敷地内または区内に移植する樹木、この2点を対象といたします。

さらに、助成金額につきましては、1本当当たりの助成金額は移植工事費用の2分の1、または30万円のいずれか低いほうの額としたいと考えております。

また、1敷地につきまして90万円を上限額としたいと考えております。

保護樹木の移植助成制度では、年間5本程度の助成を予定しております。

今後の予定といたしまして、11月中に制度をまとめまして広報やホームページで周知を図り、保護樹木の移植助成を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、今御説明いたしました保護樹木制度の拡充について、御意見、御質問がありましたらお受けしたいと思います。

金田委員お願いいたします。

**金田委員** 先ほど保護樹木の解除についてのところで、ソメイヨシノは昨年保護樹木に指定されたにもかかわらず、ことし解除の申請があるというようなことでは大変困ると思うので、特別保護樹木の場合は、樹木の精査が大変重要になってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

**熊谷会長** 事務局お願いいたします。

**事務局** 特別保護樹木につきましては、区を代表する樹木ということを考えてございます。

今、金田委員のほうから御質問がありましたように、すぐに解除というようなことでは、これは区といたしましても大変困ることでございます。指定に際しましては、そうした樹木の健全度と申しますか、まず健康であること、それから、将来にわたりまして、樹木が残っていくような環境にあること、すなわち維持管理、それから、周辺環境、それから、その他管理の状況等も含めまして万全を期して指定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ほかにございますか。

どうぞ、林委員。

**林委員** 事務局の方に伺いたいんですけれども、先ほどのちょっとさかのぼって恐縮ですけれども、今の方と同じですが、保護樹木等について、ざっと今読ませていただいただけですが、第32条の第1項、2項の辺を読むと明記されていますが、こういうような条例違反したような場合についての罰則規定というようなことは、区ではどの程度今までされているのでしょうか。

**熊谷会長** 事務局お願いいたします。

**事務局** 32条の罰則、条例違反した場合、これは主に3つございまして、1つは保護樹木等届

け出なく伐採したもの、それから、第2項が緑化計画書を提出しないで建築計画を行ったもの、3番目が第25条第5項の規定の勧告というのが、これも緑化計画書に関することなんです。これも3項ございます。これまでにこれらについて勧告を行った。審議会で審議をしたということは実績はございません。

**林委員** 引き続きその件ですが、そうすると、届け出がなくて乱雑に扱われたようなものについて民法上も刑法上も要するに罰則規定がないということになると有名無実になると思われるんですけども、今後区のほうのお考えとしては、強烈に守るためには何か方法がないと、なかなか難しいと思われましてけれども、どんなお考えでしょうか。

**事務局** 今、林委員のほうから区として強烈的な罰則という御意見がございました。

32条のほうで一つは保護樹木に関すること、伐採した場合には、きちんと伐採した場合に罰則を設けるべきだという御意見、確かにそのとおりだと思います。

ただ、一方で保護樹木の所有者につきましては、何とかこれまで保護樹木を大きくなるまで育てていただき、それ相応の費用もかけて大きくなり維持管理もしていただいている。思い入れもあるものと思っております。そうした方々に対して、届け出なく伐採してしまった、何らかの理由があるかと思うんですね。そうしたものをやはり今までも考慮してきました。その意味でいえば、厳しい罰則を科すのが本当に必要なかどうかというところは、正直なところ事務局といたしましては、そうした思いがあるところでございます。

ただ、一方で第2条の緑化計画書と申しまして、これは区のほうで一定の規模以上の建築行為に際しましては緑化を事務づけているんですけども、こちらはこれまでもこうした届け出なく緑化計画書を無視して建築行為を行った者に対しては、直接事業者等に抗議いたしまして、こちらについては厳粛に対応しているところでございます。

以上でございます。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。

**林委員** 私ども区民としては、近辺でも大事な樹木が気がついたときに民有地の場合ですけれども、突然伐採されちゃったような事があった場合には、非常にがっかりするところなんですけれども、区のほうとしては目視というか、定期点検のような形で、約2,000本近くの保護樹木、樹林等がありますので大変だとは思いますが、行政の皆さんのほうとしては、先ほど会長もおっしゃったんですけども、結果として出てきたら、気がついたらもう伐採されていたとか、完全に伐採されちゃったというのではなくて、勧告がきちんとされているかどうか事務局の方をお願いします。

**熊谷会長** 林委員の御質問の中には、今まで全然保護樹木を勝手に伐採しちゃって、この審議会とか区にも全然届け出ていない例があったかどうかというのが一つで、それがもしなければ、今のことに対してお答えになると思うんですけども、林委員が心配されているのは方々で、保護樹木に指定されていながら勝手に伐採されて、それがずっと見過ごされていて、たまたま伐採しましたと、あるいは、したいですけれどもという届け出があったものだけがこの審議会にかかっているんじゃないかという御懸念だと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

課長お願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、お答えします。

勝手に伐採されたというところは今のところございません。

ただ、先ほども腐っているですとか、風で大枝が折れたですとか、危険な状態のときに、ちょっと先に切ったという例はあるかと思えますけれども、何でもない状態で伐採をされたということは、我々のほうでは今の時点ではつかんでいません。

ただ、もう一つそれこそ1,000本以上ある木の区内全域に広がっているところで、小まめなチェックというのは、なかなか難しいんですけども、なるべくきちっと生育状況、その他について確認はしていきたいと考えております。

**林委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、土屋委員お願いいたします。

**土屋委員** 私、先ほど質問したときに一つは林委員とダブっておりまして、特別保護樹木をした場合、基本的には解除を認めないという話が説明の中であって、それというのは結局絶対に切っちゃだめですよという意味だと思ったんですけども、それに対する、例えばもし切ってしまった場合に、罰則みたいな、法的な拘束力があるのかどうかということを一応最初に聞こうと思ったんですね。それは今の話の中で大分説明になったと思うんですけども、もし例えばそういう罰則的なものがないのであれば、一つの提案なんですけれども、例えば審議会の中で解除を認める前に伐採した場合、それは例えばさかのぼって、補助金として支給した金額を回収するような条項を決めるときに加えてしまえば、逆にいうと、長く保存すればするほど金額が膨らんでいくので、それができるのであれば、そういった形のものもどうなのかなということは一つの提案として挙げたいかなと。

例えば罰則を与えるのは、罰金とるとかというのはなかなか難しいと思うんですけども、

私、税法とか、そういうのよくわからないんですが、逆にいうと、保護樹木に指定されることによって得るメリットの中で、区ができる例えばものの中で、固定資産税の減免とか、そういうものがあるんだとすると、より積極的に解除したくないなという気持ちが働く、そういうものがあるのであれば、そういったものをまず提案していただきたいというのが一つの提案と、あともう一つは、この保護樹木の契約というのは、その土地の所有権移転したときに継続されるのかどうか、つまり特別保護樹木として絶対解除だめよといっても、その土地を例えば何らかの理由で売却した場合、それが付随していないと売却した段階から、もう特別保護樹木として将来にわたって保護しようという拘束がなくなってしまうのでは意味がないので、そのあたりが法的な部分でどうなのかなということを質問したいと思います。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

**事務局** 御意見ありがとうございます。

今、土屋委員のほうから御意見のございました、もし罰則規定が難しいということであれば、支援してきた金額を回収する、支払ってもら。これにつきましては、目からうるこのような意見でございますので、要はできるかどうか、可能かどうかということを検討させていただきたいと思います。

それから、固定資産税につきまして樹木がある場合に減免するとか、そういうインセンティブを与えるということにつきましては、これも我々のほうでいろんな税制等を調べているところでございます。ただ、固定資産税につきましては、これは東京都のほうの権限でございまして、これにつきましても東京都のほうに機会があるごとにそうしたみどりの改革をしてくださいということで働きかけているところでございますけれども、東京都のほうも財政苦しいということで、今のところいい返事がございません。ただ、今後もこうした税制については、意見を東京都のほうに伝えていきたいと思っております。

最後に譲渡について、これは現在の保護樹木につきましても、土地の売り払い等で土地を売る。については更地が原則なんで、保護樹木を切りたいということで解除の申請があるんですけども、譲渡ということは制度としてございますので、ぜひそのようにしてくださいということで現在も働きかけているところでございます。実際に譲渡によって移った樹木というのも、これは相当数ございます。ですので、特別保護樹木につきましても、これも譲渡ということで残すことは可能かと思っております。

**熊谷会長** どうぞ。

**土屋委員** 例えば条項の中に、法的拘束力はないかもしれませんが、それは例えば次の土地の

所有者に譲渡した場合も基本的にはこの条項は継続されるとかという一文を入れておくとか  
というのはできないのでしょうか。それが法的には拘束力はないと思うんですけども。

**林委員** 会長、その件で一つよろしいですか。

**熊谷会長** どうぞ。

**林委員** その件についてですが、基本的にこれは土地に対する従属性とか付従性という観点から、私も一つお話がそういう話になれば御提案したいんですけども、方法としては立木登記を、区の行政の皆さん研究されたらどうかと、こんなふうに思います。

**土屋委員** 立木登記は買うことはできないんですか。新宿区が買うことはできる。

**林委員** それもお調べになって、区にとって、あるいは、区民にとっていい例を御参考にされれば、土屋委員おっしゃるとおり、条例のほうを見直したほうがいいんじゃないかなと、より審議会というものが非常に強いものになるんじゃないかと、こんなふうに考えます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

課長お願いします。

**みどり公園課長** それでは、お答えします。

いろんな貴重な意見ありがとうございました。一つ問題があるのが、樹木を指定することは義務ではないので、指定をお願いしているという立場で、やはり条件をきつくしますと、指定に賛成してもらえないというようなことが出てくる可能性が高くなります。これは特別保護樹木もそうなんですけれども、余り制約が厳しいと、区内で多いんですけども、持ち主の世代がかわりまして相続の問題が出てきたときに、そういう制限がつけられると困るというので指定に後ろ向きになる例は指定をお願いしているときにもかなり出てきている状況です。その辺の兼ね合いもあります。その辺といかにみどりを守るかというところの兼ね合いを考慮しながらやっていかなければならないものですから、その辺が難しいと考えています。

ただ、非常に貴重な御意見なんで、これから参考にさせていただきたいと考えております。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

池邊委員お願いいたします。

**池邊委員** 先ほど御説明あった保護樹木の移植制度のほうについてに移らせていただきたいと思うんですけども、この場合には、私の周りにも屋敷林とかを持っていて、相続に伴う場合、あるいは、売却して大規模マンションなんか建てられるような場合とか、そういう場合が結構大きいかなと思うんですけども、こちらの新宿区みどりの基本計画の中でも、東

京都のみどり確保の総合的な方針のこと書かれていますが、私もちょっとそれに関係しているんですけども、今後屋敷林をもっと守っていこうという方針があるわけなんですけど、そういった中で、この工事費の2分の1とか、1敷地当たりの上限額90万円というのが、基本的には相続に当たる際に、仮に譲渡の時期がずれても民間デベロッパーさんに移っちゃっても民間さんにとというのは、なかなか多分事業者に対してというのは区としては難しいだろうと思うんですが、要するに、もともとの譲渡する、あるいは、相続で売らなきゃならなくなった人に対しての補助みたいなものが可能なかどうかというあたりと、その場合に、もしそれがかなり敷地の本数あった場合に1敷地当たり90万円というのは、かなりかえって低い、樹林に近くある場合にはかなり低いものとなって余り効力としては発揮しないのかなというところが、例えばうちの近くですと、安田邸、東京建物さんが大規模なマンションを建てられまして、そこは非常に大きな屋敷林がかなりあったわけなんですけれども、そういうものが譲渡する際に、区のどこの土地だとか、あるいは、マンションの中の一部の敷地に変更するようなことというのが可能なかどうか、そのあと例えば民間さんに譲渡されるということが可能なかどうか。

要するに、一番多いのはもちろん個人の建てかえのときも多いんですけども、割と貴重な樹木が大規模になくなる場合というのは、相続の場合と、民デベさんに売られてしまう場合だと思うので、その場合にどう救うのかということと、あと救う手だてのときに、敷地面積に関係なく90万円という額が決められているのが正当かどうかという、その2点についてお願いします。

**熊谷会長** いかがですか。それに関連して、副会長のほうからちょっと御意見があるようですからよろしく願いいたします。

**興水副会長** 保護樹木という話に集約していますけれども、実はこの趣旨は結局新宿からみどりを守ろうということですから、特別保護樹木という制度を新しく提案して大事なものは本気で守っていこうという姿勢を強く打ち出したわけですね。ですから、その中に将来的でいいと思うんですけども、特別保護樹林とか、特別保護生け垣とか、そういうものも当然将来的には含まれてくるんだろうと思うんです。そういう全体の立派な、貴重な、そして歴史的な文化的な価値のあるものを全体的に守っていこうという。そういう大きな方針をちゃんとつくっておきませんか、今までいろんな御質問が出た中に対して、きちんとまだ答え切れていない部分があるので、少し事務局でその辺詰めていただきたいというのが一つです。

それから、助成措置については既に始まるわけですから、運用についてはまだまだ詰めら

れていないところがいっぱいあると思うのです。これやってみないとわからないという部分があると思いますので、今の池邊委員の御指摘とても大事でして、相続が発生して所有権がデベロッパーに移ってしまうということが当然起こるわけで、それを黙って見ていると、どんどんそっちの話が進んでしまって、所有権が移ってしまったものに対して保護樹木の指定はどうなるのか、解除するのか、せっかく移植の補助制度があるにもかかわらず所有権が移転しちゃうと、それが使えないとかということになると、これはまずい、もったいないですよ。ですから、デベロッパーに移れば、デベロッパーはそこマンションにするわけですから、ある程度の開発費を持っていますから、その開発費の中で移植費用も捻出してもらって、それに2分の1助成できれば、デベロッパーがちゃんと保護してくれる可能性が高いんです。個人でやると仮に2分の1といっても、残りの2分の1自分で持たなきゃいけないわけですから、売ってしまう土地に対して樹木がある。これは惜しいですけども、またさらに個人がお金払って何とかしろというのは、なかなか個人としては出しにくいと思うので、これはぜひ所有権が移転したデベロッパーのほうに出してもらって、デベロッパーのほうにも助成ができるというふうな柔軟な運用をぜひ考えていただけると、私はこの制度の趣旨が生きるんだらうと思うんです。そこをぜひこれからこの制度を運用していく際に、所有権移転したらもうだめだとかとかたくなに考えるのではなくて、この制度の趣旨が十分生きるような柔軟な制度の利用をぜひ考えていただきたいというお願い。

**事務局** 今の御意見のように柔軟な運用はぜひ考えたいと思います。個人の方に限らず事業者の方も保護樹木の移植を行うということであれば補助金出す予定であります。

そして、かなり広大な敷地の場合は、区の場合は土地の丸ごとの買い取りを前提として、みどり公園基金等もありますので考えていきたいと思います。

実際、実務をしておりますと、建築計画の際にどうしても保護樹木が、支障になってしまうので一、二本切りたいというお話がかなり多くあります。そういう理由で解除ということは大変心苦しいと担当としても思っておりますので、そういうものをとりあえず1本でも2本でも守りたいということで、この制度を立ち上げて今後色々もう少し手厚い制度にしていきたいと考えております。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

いずれにしたしましても、先ほど申し上げたように非常に新宿区の姿勢が前向きになってまいりまして、特別保護樹木をつくるというのは、これは大変なことだと思いますけれども、先ほど要件の中に、歴史的伝承性とか、立派な木であるということと同時に、永続的に存続



可能な樹木ということをきちっと、この審議会で評価するわけですから、そうすると、今まで皆さんが御懸念になったような土地が移転されるんじゃないかとか、あるいは、本当にその積極的な永続的な協力が得られるとか、そういうことまで含めて、皆さんに審議をしていただいてから特別保護樹木にするということですので、これについては、私はそれほど問題はないんじゃないかなと思いますけれども、もう一つのほうの現在の保護樹木を移植したり、あるいは、それを伐採するなりなんなりするときに対して、実は今まではただ年間9,000円の補助金を出すだけで、あとは実際には何の所有者の方に対しての手当てもできなかったんですが、これについては本人が移植したいけれども、金額的、あるいは、経済的に非常に厳しいということであれば、区がもちろん技術も含めて金額も持とうと、こういう形のようにございますので、できたら委員の方々もそれについて温かく見守っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

今までお聞きした御意見の中で、条例そのものを変えてまでしなければならないというような問題の御指摘もちょっとお受けしましたけれども、今回出している案件については、条例までは含めず、現在できる制度の中での拡充ということのようでございますので、その点は今後も事務局のほうで整理して、また皆さんにいろいろ御審議していただきたいと思っておりますけれども。

**渡辺委員** うちの実家で何年か前、ちょっと建てかえるんで、たくさん木があるから区のほうで何かお使いくださいませかと申し上げたら、移転先がないから要らないと言われたんですね。泣く泣く切ってしまったんですけれども、今、保護樹木のことで移植先ということが出ましたけれども、その移植先について何かお考えがあるのか、何か土地を確保していらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

**熊谷会長** 事務局ありますよね。どうぞ。

**みどり公園課長** 樹木の移植の行き先の件なんですけれども、グリーンバンク制度というのがあって、小さなもの、御本人が掘り取れる程度の木については、それを持って来ていただいて保存しておいて、それをまた必要な方にお分けするという事はやっていますけれども、実際、保護樹木になるような大きな木につきましては、いろんな問題があつてなかなか難しいというのが現実です。

まず、敷地内で移植というのは、余り問題がない場合が多いですけれども、敷地外に出すときには、木というのは非常に大きい、それから、木に比べて根を掘ることも、木の何倍かの面積の土を持った根を運ばなきゃいけない、運搬するという点に関しては、道路上の問題、

それから、道路上にある電線の問題ですとか、いろいろな問題があつてなかなか運搬が難しい。広い道路に面した敷地で、敷地の道路に面したところに木が生えていれば運ぶことはある程度可能なんですけれども、余り敷地内の奥にあるですとか、道路づげが悪いということになると運搬が難しくなってきます。

それから、公園において樹木のない公園がないような状態で、木は植えると10年、20年たつと相当大きくなってきてしまう。それを植える場所というのがなかなかないような現状がございます。基本的には敷地内で処理をしていただく、敷地内で動かしていただくということを中心として考えているところです。

**熊谷会長** いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

時間の関係もございますので、一応この案件についてはこの程度とさせていただきますが、一言だけ申し上げたいのは、皆さんは間違いないと思うんですけれども、こういう制度でどんどん拡充していくのはいいんですけれども、樹木さえ移植すればいいという法になるのは、私どもはみどりを推進し守っていくというのは、樹木が生育できるようなすばらしい環境そのものを守っていくということですので、ただ、樹木がどこかで隅にあつてもいいという話じゃなくて、できるだけ樹木が植っている環境が地域の中で非常に重要だという。そういう意識で、区民の皆さんに認識していただいて、ただ木を切らなきゃいいとかという話じゃなくて、できるだけ木を永らえるためには、その建物のあり方とか、周りのあり方とか、そういうことも含めて理解していただけたらと思っておりますので、区民の皆さんにその辺もぜひ周知していただけたらと思います。

---

#### ◎みどりのモデル地区の指定について

**熊谷会長** それでは、よろしければ次の3番の審議事項のみどりのモデル地区の指定について事務局から説明お願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、みどりのモデル地区の指定について御説明いたします。

昨年度のみどりの基本計画の改定に際しまして、新宿区みどりの条例第24条みどりのモデル地区をみどりの配置方針の一つと位置づけました、今年度は、みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区を指定していきます。

具体的な制度案については、これから担当により映像を交えて御説明いたします。

また、室内の電気を消させていただきます。よろしく願いいたします。

**事務局** それでは、事務局の依田です。よろしく願いいたします。

みどりのモデル地区の指定について説明させていただきます。

みどりのモデル地区には、みどりの条例施行規則上3種類のモデル地区が規定されております。みどりの保全モデル地区、今あるみどりの保全を図る地区です。みどりの推進モデル地区、これは緑化の推進を図る地区です。屋上緑化等推進モデル地区、こちらは屋上、ベランダ、壁面等の緑化の推進を図る地区です。

みどりの条例施行規則の規定を簡単に説明いたします。

モデル地区の定義ですが、区長はみどりの保護と育成に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときには、モデル地区を指定することができます。

区域はおおむね1町会の区域を基準とすることとなっております。

また、指定に際してはあらかじめ区域内の区民の意見を聞くこと。

また、モデル地区では、区長は特にみどりの保護と育成に必要な措置を講じることができると、モデル地区を指定しましたら、名称、位置、区域、面積を公表することが規定されております。

そして、みどりの推進審議会の調査審議事項の第4番目、モデル地区の指定及び解除に関することがあります。本日審議をお願いしております。

こちらが新宿区みどりの基本計画のみどりの配置方針図です。

この中で、みどりのモデル地区の候補地域を決めております。

すなわち、こちらが落合地域、青く塗った部分です。みどりの保全モデル地区の候補地域です。

こちらが笹笥地域内のオレンジ色の部分、みどりの推進モデル地区の候補地域です。

こちらが新宿駅周辺地域の紫色の部分、こちらが屋上緑化等推進モデル地区の候補地域です。

こちらは、みどりの保全モデル地区です。みどり豊かな住宅地が多く開発によるみどりの減少が多い落合地域への指定を検討しております。

この落合地域に関しましては、現在地区計画の策定も進んでおりまして、こちらとあわせてモデル地区の指定を今後進めていく方針でおります。

みどりの推進モデル地区です。緑被率、みどりの土地を覆っている率です。こちらの低い笹笥の地域を中心としたモデル地区を指定し緑化を推進いたします。

今回は、この赤く囲いました笹笥地区のエリアに5年間みどりの推進モデル地区を指定する予定です。

こちらは、みどりの実態調査、平成17年に行ったものの結果、地域別のみどりの量の様子です。箆笥・榎木地域では、ごらんとおり、みどりが少ない状況がわかります。

それでは、みどりの推進モデル地区で行う具体的な施策の案です。

まず、緑化計画書制度、接道部緑化助成制度を活用しまして、高木と生垣による緑化を誘導してまいります。

また、みどりの協定制度を活用しまして地域を花で飾っていきます。

まず、緑化計画書制度の活用です。

緑化計画書制度は、みどりの条例に基づきまして、敷地面積250㎡以上の土地で建築などを行う際には、緑化基準を満たした緑化をしてもらう制度です。モデル地区内では、高い木を植えたり、生垣をつくる場合は、長さと同面積を1.3倍に換算、算定が有利にできることとしまして質の高い緑化を誘導していきます。

続きまして、接道部緑化助成制度の活用です。

この助成制度は、このイラストのように道路沿いのブロック塀を生け垣に変える。あるいは、道路沿いに生垣をつくる。この工事費用の一部を区が助成する制度となります。

この制度の活用案です。こちらの通常案が現在の助成額です。こちらのモデル地区と書いたほうがモデル地区の助成額の案です。モデル地区では手厚い支援をしていく予定です。具体的には、高さ1メートルから1.5メートルの生垣では、m当たり1万2千円の助成額のところをモデル地区では2万円にする。あるいは、高木に関しましては、現在助成はありませんが、モデル地区でしたら1本当たり道路沿いに高い木を植える場合には2万5千円の助成を出す。助成の上限としましても30万円の現状のところをモデル地区では50万円という形で検討しております。

接道部緑化で緑化計画書の対象となる方には助成は通常は行っておりません。しかし、モデル地区ではこのように助成額を設定しております。これは通常の助成の単価から緑化計画書制度の義務で行う最小限の単価を引いて設定した少し少なめの単価です。ですので、モデル地区で助成制度を活用しますと、ツツジの植え込みをつくる経費で生垣をつくれるということになります。

続きまして、みどりの協定制度の活用です。

この制度は、このように地域でまとまって道路沿いを緑化してくれる区民グループ、または団体に区が草花や土などの材料を支給する制度となります。

みどりの協定は、通常ですと10人のグループをつくる必要がありますが、モデル地区では

5人のグループで可能とします。支給を受けやすく設定しております。また、支給回数、単価、上限額等もモデル地区では手厚く考えております。

以上がみどりの推進モデル地区の施策案となります。

続きまして、屋上緑化等推進モデル地区です。

こちらは、建ぺい率、容積率が高く、中高層の耐火建築物が多い新宿駅周辺地域を中心に建築物自体の緑化を推進いたします。今回は、この赤で囲いましたエリア一帯に5年間、屋上緑化等推進モデル地区を指定する予定です。

これは新宿区の用途地域の図ですが、新宿駅周辺の真っ赤になっている部分、この部分の赤い地区をモデル地区に指定したいと考えております。

それでは、屋上緑化等推進モデル地区で行う具体的な施策案です。

まず、緑化計画書制度、屋上等緑化助成制度を活用しまして、屋上緑化と壁面緑化を誘導していきます。

また、新宿花いっぱい運動を推進して、地域を花で飾ってまいります。

まず、緑化計画書制度の活用です。

モデル地区では、屋上や壁面の緑化を行う場合は、長さと同面積を1.3倍に換算、算定が有利にできることとしまして建物自体の緑化を誘導していきます。

続きまして、屋上等緑化助成制度の活用です。

新宿区では、昨年の4月から1㎡以上の屋上緑化、また3㎡以上の壁面緑化を施工する費用の一部を助成する制度を導入しております。

こちらの制度の活用案です。

通常の欄が今の制度の助成額です。このようにモデル地区では通常よりも単価をアップし、また上限額をアップし手厚い支援をしております。

緑化計画書制度対象者で敷地面積1,000㎡以上の方には、現行の制度では助成はありませんがモデル地区では最小限の経費の助成をしていく予定です。こちらの助成を使いますと、草花の屋上緑化をする経費で樹木を植えられる立派な屋上緑化がつけられるということになります。

続いて、新宿花いっぱい運動の活用です。

このように、新宿区では商店街の街路灯にハンギングバスケットを設置しまして、地域と共同で管理していく新宿花いっぱい運動を現在推進しております。

区が花の苗の交換を行う協定の期間は通常は3年間ですが、モデル地区では3年間経過し

た後も、モデル地区に指定されている間は、花苗の交換を区で行っていくということを実施しまして、地域を花でいっぱいにしていきたいと考えております。

以上が屋上緑化等推進モデル地区の施策案です。

施策案につきまして、本日審議会の御意見を伺い、今後、地元の調整、制度の制定を行いまして、12月中を目途にモデル地区の指定を行う予定です。

説明は以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御質問、御意見があったらお伺いしたいと思います。

どうぞお願いいたします。

**齋藤委員** 本当に新宿区は素晴らしいことをやっている、と感動しております。

みどりの協定ということで、まちに花をいっぱい咲かせましょうといこと、大変素晴らしいと思います。私は委員に応募する時提案したのは、木や花や植込みなどで、きれいな街並みを、区がコンペティションのようなものをしたり、広報でちょっと取り上げる。そういうような活動も、もしかすると地域をきれいにしようと思っている人たちの励みにもなるのではないかと思います。それともう一つ、地域で街をきれいにしようということは、やはりそこに住む人たちのコミュニケーションもよくなると思いますので、防犯の面からも良いように思われますので、是非これは進めていただきたいとお願い致します。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。藤野委員お願いいたします。

**藤野委員** 私も大変いい計画だと思うんですけども、例えば屋上緑化に関しまして、余りこの制度を使えることを知らない区民の方が多いと思いますが、具体的に区報で公開するとか、ホームページで公開するとか、何かもうちょっと広められるような方法があればいいと思うんですが、そのようなことはどのように考えていらっしゃるかお願いいたします。

**事務局** 基本的に、区報、ホームページ、またパンフレットもつくりまして、緑化ができそうなお宅には戸別配布ぐらいまでしたいなという意気込みでおります。

**熊谷会長** ほかに何かございますか。渡辺委員。

**渡辺委員** 私は笹笠地区なんですけれども、おかげさまでみどりのモデル推進地区になっておりますので、うちの町会、横寺町挙げてプランターを配布して、大体目抜き通りのところに春夏2回ほどお花を置いていただいております。今、ハイビスカスが終わって、もうすぐまた違うお花が来ると思いますので、とても皆さん歩いてきれいということで感謝しております。

す。

**熊谷会長** 金田委員お願いいたします。

**金田委員** ちょっと質問ですけれども、屋上緑化で、屋上の土厚が30センチ未満の場合は助成がないというのは、これはどういう理由なのでしょう。

**事務局** 資料5の2枚目を見ていただいて、そこに緑化計画書の対象者の欄をごらんになったと思います。緑化計画書対象者に関しましては、条例の義務で緑化を行うこととなっております。ですので、最低限の緑化経費は除いているという形になります。30センチ未満の屋上緑化を最低限の緑化と位置づけしております、造成される最低限の緑化の場合は助成なし、しっかりした緑化をしていただく場合には最低限の緑化をする経費ぐらいは出します、という位置づけにしております。

**金田委員** わかりました。

**熊谷会長** よろしいですか。それでは、林委員お願いいたします。

**林委員** 会長にちょっと伺いたいんですが、私はこの会の性格がよくわからないもので、提案というか、区民として、今、齋藤委員からもあったんですが、提案も交えてお話してもよろしいのでしょうか。こんなことを検討していただけるか、行政を通じてですけれども、それはいかがなんでしょうか。

**熊谷会長** ありがとうございます。

では、初めての方も大勢いらっしゃるの、基本的には審議会ですので、事務局で審議をいただく議題については整理してお出しすると、あるいは、それに先立って、もし事前調整が必要であれば、関連する委員の方にもいろいろ御意見を承って、そしてここで審議していただくということですが、今おっしゃったように、審議の過程で非常にいろいろな特に建設的な意見をたくさんいただくので、それについてはお受けして、御提案も含めていつでもお受けしたいと思います。ただ、それを次の審議会までにどういうふうに扱うについては、事務局と、できれば会長、副会長にお任せいただいて、そして次の審議会へつなげるというふうにしておりますので、その場で出た御提案をこの場ですぐにお受けするというわけにはいきませんが、そういう御発言は自由にしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**林委員** それでは一つ提案が。議事進行とか、会長あるいは事務局の皆さんに御迷惑にならない程度に思うんですが、もし逸脱した場合には、どうぞその後に御指摘いただければと思いますけれども、今回のみどりのモデル地区、非常にいい計画で区民としてもありがたいん

ですけれども、私は先ほどの立木登記について御検討願いたいという一つの提案があったんですけれども、もう一つ各地域、全国的に今まちおこし運動というのが、非常に盛んで皆さんが御苦勞されていますけれども、私は、木残し運動というのを新宿区で、みどり残し、あるいは、木残し、ネーミングは勝手に自分で思ったんですけれども、というような運動の大展開とPR作戦を計画できないでしょうか。みどりの専門家の方、建築の専門家の方がおられますので、そんなようなことを、もしみどり残し、あるいは、木残し運動というようなことを御検討いただければと、みどりのモデル地区と同時に御提案したいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。

ただいま新宿区としては、新宿区みどりの基本計画をやっと仕上げまして、今年度からこれの実施に向けていろいろな施策を打って出るところでございますので、今、これの計画に沿って進める計画の中で、十分にそういう施策の中で御提案にこたえられる部分であれば、事務局のほうで対応させていただきたいと思います。

また、もう少し大きな運動として展開していきたいということであれば、これはまた次の基本計画について、実際にはいろんな作業をこれから進めますので、その都度、この基本計画も何回か審議会の御審議を経て計画を決定してまいりますので、その中でぜひ御提案に対してもまたお受けして、また御意見もいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**林委員** ありがとうございます。お願いいたします。

**熊谷会長** どうぞ、藤田委員お願いいたします。

**藤田委員** 屋上緑化等推進モデル地区、非常にいいものがあったなというふうに思っております。

その中で一つ土壌厚が30センチ未満ということで切っているんですけれども、現在、特に既存のビルなんかで5センチぐらいでセダムというのが非常に多いんですが、その辺ですと効果が薄い、15センチあると芝生がしっかりとできますので、やはりもう一段階分けていただいたほうがいいのかという気がちょっといたします。

それから、特にそういうセダムでやった場合、特に緑化計画対象者のところなんですけど、一、二年でなくなってしまうというのが非常に多いので、そういったものの追跡というか、何年かに1度、航空写真とかそういったもので判断してなくなっていたら勧告するとか、そういったこともこれから考えていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。



熊谷会長 ありがとうございます。

池邊委員お願いいたします。

池邊委員 これは今後のお願いなんですけれども、今回生け垣の助成、接道部緑化の生け垣の助成があったんですけれども、こちらの報告書も、あるいは、ビジュアルで見せていただいたものも竹垣を突ついた、ちょっと見、和風に見えるようなものなんですけれども、やはり今皆さんの住宅の好みですとか、マンションですとか、あるいは、事業所にしても、普通にフェンスにして列植にするとか、あるいは、個人の住宅では、別にフェンスとか竹垣をつくらなくても列植だけのほうが見栄えとして好ましいという場合のほうが多いので、生け垣という、これは定義がしていないんですけれども、ビジュアル的に余り旧来的な竹垣をしないと生け垣助成をもらえないんじゃないかというふうに思われるのはマイナスの条件なので、ミニ開発でも、洋風のものでも、皆さん列植でもいいというような形で、ちょっとこの生垣という表記について、こういうものでもいいんだというあたりを少しバリエーションを入れていただければと思います。

以上でございます。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、委員の方から御提案いただき、あるいは、御示唆いただいたあれについては、事務局のほうでまた十分整理させていただきたいと思います。

---

### ◎魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定について

熊谷会長 既に時間を過ぎておりますけれども、よろしければまだ報告事項等残っておりますので、事務局から方向についてお願いしたいと思います。

みどり公園課長 それでは、報告事項1件報告させていただきます。

魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定についてということで、これは新宿区における今後の公園整備、それから、公園の管理運営の基本となる方針・指針を策定するものです。

その対象は、新宿区が管理する区立公園・児童遊園はもちろんのこと、その他、国の新宿御苑ですとか都立公園、公開空地などの民間の所有・管理するオープンスペースとの機能分担や連携も視野に入れて計画を策定していきたいと考えております。

この公園づくり基本計画の策定は、みどりの推進審議会で御審議いただき、本年2月に策定いたしました基本計画において、実施することとした行動計画の15番、ページで言うと46ページですけれども、魅力ある身近な公園をつくりますという行動計画の一つに掲げている

ものでございます。

また、第一次実行計画、新宿区の実行計画における計画事業でもありまして、昨年はこの計画策定の基礎調査を行い、本年度は計画策定を行っていくものです。

本件は、公園に関する事項でありますけれども、みどりの基本計画で定めた事業の一つであること、それから、みどりの構成要素として重要である公園に関する基本計画・方針ということで、本審議会での事業のあらましを報告するものです。

なお、次回の審議会では、ある程度たたき台としてまとめたものをお示ししますので、そのときに内容について御審議いただければと考えております。

今回につきましては御報告までといたします。

資料6が1ページのものがあるんですけども、1から5までスケジュールまで書いてありますけれども、時間の関係もありますので後ほどごらんいただければと思います。次回の審議会のときには、いろいろ議論していただくような資料が提出できるのかなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上報告終わります。

**熊谷会長** ありがとうございます。

この点につきましては、次回十分に御議論いただきたいと思ひます。

---

#### ◎連絡事項など

**熊谷会長** それでは、その他何かございますでしょうか。

**林委員** 今、御説明いただいたんですけども、我々委員の策定スケジュールについて、年間予定はどんな感じでしょうか。

**熊谷会長** その点についても、その他でいたしますけれども、審議会は基本的には年2回ぐらいですので、これはこの計画が基本計画をつくる実際のワーキングのそれなりのきちっとした組織をつくってやっておりますので、そこで具体的にまとめていただいて、それをここで結果を御審議いただくということですので、この計画の実際の作業には審議会の委員の先生にはお入りいただかなくても作業部隊がございましてということでございます。

よろしければ事務局から。

**みどり公園課長** ある程度の素案ができた段階で、12月ないし1月ごろの開催を予定しております。それは、今後の進行状況、いろいろ予定によりまして変わるかもしれませんが、今のところそれを予定しています。

委員の皆様にはなるべく早く日にちが決まり次第御連絡を差し上げるということにしたいと思っております。

**熊谷会長** それと誤解のないように繰り返しますけれども、こういう案件については小委員会全く関係ありません。ここの審議会のマターですので、先ほど申しました小委員会というのは、突然の伐採とか、そういう緊急のときの対応ですので、通常の案件はすべてこの審議会で御審議いただきますので、ただ、そのためのいろんな事務局でのワーキングはずっと継続的にやっていただいて、結果が出た段階でお諮りして、最終的な結論をまたいただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かほかにございますか。どうぞ。

**林委員** 新宿区には立派な地区協議会というのがありますが、行政のこれだけの事業を実施する時には、地区協議会との協働はどういうふうになっているか、私は区民として知りたいんですけれども。

**熊谷会長** 事務局その辺についてはいかがですか。

**事務局** 特に地区にかかわるような、先ほどのモデル地区のような話は、基本的には地区協議会で相談したいと考えております。また、みどりの基本計画等でも御要望がありました地区協議会には出向いて説明しております。

このように、みどりの重要事項は必ず地区にかかわることでしたら、まずは、町会連合会になるのか、地区協議会になるのか、よく特別出張所と相談いたしまして説明を実施していきたいと考えております。

**林委員** わかりました。ありがとうございました。

**熊谷会長** 一応、これ新宿区のみどりについてはトップの審議会でございますので、委員の方々もその辺で意見を言っていただければ、もちろん地区のレベルでも対応していただきますけれども、私なんか申し上げているのは、皆さん方の御意見を聞いていると、このみどりの審議会を超えて新宿区全体の例えば都市計画の問題とか、そういうことに絡むことがございますので、そういう部分については、ほかの例えば幾つも新宿区に審議会ございますので、場合によっては教育委員会と重なったり、例えば今教育委員会のほうでは学校の校庭を緑化したり、非常にみどりとかわりの深いことがありますので、そういうような御意見については、この審議会の御意見として、ほかの審議会なり、部署に御示唆いただくとか、場合によっては、区長がみずからこちらにお見えになることもあるんです。つまり区長も区についてのみどりについては関心が高いので、区民にいろいろな面で約束されていますので、そう

いうときには、じかにここへ時間があればおいでになっていろいろ審議委員の皆さんの御意見を承るといふようなこともございますので、十分その辺も踏まえて御意見いただけたらと思います。

それから、最初ですのでちょっと長くなりますけれども、実は9期までは大変に一生懸命頑張っていたんですけれども、ほとんど計画が呪文みたいだったんですよ。つまりこういう祝詞がいっぱい挙がっているんですけれども、実際的な予算とか、そういうのを全くつかなかったんです。今回は、最初の審議会から皆さんには実際に保護樹木に対して幾らお金を付けるとか、あるいは、助成するとか、こういう段階にきておりますので、これは本当に実現が可能なことになりました。今まではどちらかという、つけたお金をどうかという議論ではなくて、そういうことを実現するのにだれがお金を出すんだ。実際にはできないだろうということばかりの議論だったんですけれども、そういう意味では非常に皆さんが考えられるように、前向きで具体的な御検討いただけるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。副会長何かございますか。よろしいですか。

それでは、事務局にお返ししますので、よろしくお願ひいたします。

**みどり公園課長** 次回の審議会ですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、12月ないしは来年の1月ごろの開催を今調整しているところでございます。

委員の皆様には改めて御通知いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

もう時間を経過してしまいました。本当に活発な議論ありがとうございました。

それでは、会長に閉会の言葉をいただきたいと思ひます。

---

### ◎閉会

**熊谷会長** 私の進行が全くいい加減で時間をオーバーいたしまして申しわけございません。今後ともぜひこの審議会に貴重な御意見をいただきたいということと、それから、できれば皆さんの周りの区民の方に、審議会があるのでそこで十分検討しているので、何かあったらというようなことをつなぎをしていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後零時14分閉会